

甘肅省特許保護条例

2003年9月29日採択

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

甘肅省特許保護条例

(2003年9月29日付で省の第10期人民代表大会常務委員会第6回会議で採択)

第1条 技術革新を促進し、発明創造特許権を保護し、特許権者の合法的權益を保障し、「中華人民共和國特許法」、「中華人民共和國特許実施細則」及び関連法律、法規に基づき、本省の実情に照らし、本条例を制定する。

第2条 省の特許管理部門は全省の特許保護と管理の業務を負う、主な職責とは：

- (1) 国家及び本省の特許の関連法律、法規及び政策を一貫して執行する。
- (2) 特許の宣伝の育成訓練及び対外交流と協力をを行う。
- (3) 特許情報ネットワークの構築及び情報の発信を行う。
- (4) 特許代理、特許資産評価等の仲介サービスを監督及び指導する。
- (5) 法に基づき特許紛争を調停及び調査処理する、特許違法行為を調査、処分する。

市（自治州、地区）、県（市、区）人民政府の特許管理部門は本行政区域内における特許保護と管理の業務に責任を負うものとする。

科学技術、経済貿易、工商管理、税関、品質技術監督等の部門は各自の職責に基づき、特許保護業務を行うものとする。

第3条 各級の人民政府、法人及びその他の組織は特許保護と管理制度を設立、健全化し、奨励システムを構築し、特許事業の発展を支持しなければならない。

県級以上の人民政府は特許発展資金を設立し、公民、法人又はその他の組織が特許技術の研究を行うため、又は特許の出願と実施を促進するために資金を援助しなければならない。

国内外の団体と個人は寄付の形式で特許事業を支持することを奨励することができる。

第4条 各級の人民政府は条件を整え、特許市場を育成、特許技術の取引とオークションを組織、特許の有効期間における有償譲渡を促進、特許技術の商品化と産業化を推進しなければならない。

第5条 特許権を取得した又は特許を実施した公民、法人又はその他の組織は次に掲げる特典を受けることができる。

- (1) 特許譲渡及び関連の特許情報の提供、サービスにより取得した収入の営業税を免税する。
- (2) 職務発明創造の特許権を譲渡する場合、職務発明創造者は同等な条件の優先譲受権を享受する。
- (3) 特許権を取得した発明者又は創作者は、当該特許が専門技術の肩書きとして評価の条件の一つとなり得る。
- (4) 国家及び本省が規定したその他の優遇政策を受ける。

第6条 企業事業単位の職員は職務発明創造がある場合、単位は当該職員が完成した職務発明創造を速かに整理し、条件に該当する場合特許出願をしなければならない。

特許権を付与された企業事業単位は特許権の有効期間内に発明創造の特許を実施した後、毎年当該の発明特許又は実用新案特許の実施により得られる利益について税引後 5%以上を、又は当該意匠権の実施により得られる利益については税引後 1%以上を、報酬として発明者又は創作者に支給しなければならない。又は上記の配分を参考にして、発明者又は創作者に対し一括して報酬を支給するものとする

特許権を付与された企業事業単位は他の単位又は個人が当該特許の実施を許諾する場合、当該特許の実施を許諾することによって得られる許諾費から税引後 20%以上を、報酬として発明者又は創作者に支給しなければならない

第7条 特許の発明者又は創作者に対して奨励、報酬は現金、株式、株権の収益又は当事者の約定に基くその他の方法により給付することができる。給付する日時、方法については、双方の当事者により約定するものとする。

第8条 国有資産を有する単位は次に掲げる状況の一つに該当する場合、法に基づき特許資産に対して評価を行われなければならない。

- (1) 特許権を譲渡する場合。
- (2) 法人の変更又は終了する前に特許資産を評価する必要がある場合。
- (3) 特許資産を評価、出資して外国企業と中外合資、合作企業を設立する場合
- (4) 特許資産を評価、出資して有限責任公司或いは株式会社を設立する場合。
- (5) 国外から特許技術を導入する場合。
- (6) その他国の規定に基づき特許資産を評価しなければならない場合。

特許資産の評価は法定の資産評価機構により行う、評価結果は国有資産を有する単位により県級以上の特許管理部門に登録しなければならない。

国有資産を有しない単位又は個人は本条の第一項の規定を参照して特許資産の評価を行うことができる。

第9条 企業業務単位及び個人は技術開発、輸出入貿易又は特許権を評価して出資し、企業を設立した場合には、自ら又は特許のサービスを従事した仲介機構に委託して特許検索を行うことができる。

下記の出願項目の内容が特許技術に関連しない場合、出願者又は代理人は関連主管部門に特許検索報告書を提出しなければならない。特許技術を含む場合、特許の法的状態の認定書を提出しなければならない。特許検索報告書又は法的状態の認定書を提出しない場合、主管部門はプロジェクトの立案又は認定をしてはならない。

- (1) 省、市（州、地区）人民政府が資金援助する研究開発又は技術改良のプロジェクト。
- (2) 省、市（州、地区）のハイテク技術成果の製品化、開発のプロジェクト。
- (3) 技術、設備が輸出入貿易に及ぶ場合。
- (4) 外国企業が特許技術、設備を投資として中外合資、合作企業を申請する場合
- (5) その他の国家規定に基づき特許検索報告書を提出する必要がある場合。

特許の法的状態の認定書は省の特許管理部門又はその授権された特許管理部門により提出するものとする。

第 10 条 メディア等の形式を利用して特許製品と特許技術を宣伝、販売をする場合、当事者は広告の審査許可機構と広告の発表者に省の特許管理部門又は授権された特許管理部門が提出した当該特許権の有効証明を提供しなければならない。特許権の有効証明がない場合、公告経営者は相応のサービスを提供してはならない。

第 11 条 展覧会、博覧会、交易会等の主催者は、特許表示のある参加製品又は技術に対して、その特許有効証明又は特許許諾契約書を検査しなければならない。特許有効証明又は特許許諾契約書を提供できない場合には、主催者は特許製品、特許技術の名義を用いて展示に参加することを拒絶しなければならない。

展覧会期間に特許管理部門は展示に参加した特許製品、特許技術に対して監督、検査を行わなければならない。

第 12 条 特許代理、特許評価、特許検索等の特許仲介サービス機構は相応の資格証明書を取得し、且つ法に基づき登記登録した 15 日勤務日以内に当地の特許管理部門に届けなければならない。

特許の仲介サービス機構及びその従事者は、法に基づき独立、客観的、公正に仲介業務を行なわねばならず、虚偽の報告の提供、不当利益の取得、特許権利者、その他の当事者の合法的権利又は社会の公共利益に損害を与えてはならない。

第 13 条 如何なる単位及び個人も他人の特許を不法に実施した者に設備、場所、資金等の便宜を提供してはならない。

第 14 条 特許権者の許諾を得ずその特許を実施し特許権侵害紛争が生じた場合には、当事者の協議により解決又は特許管理部門に調停を申請する。協議に応じない、又は協議が合意に達しない場合には、当事者又は利害関係人は特許管理部門に処理を請求する、又は人民法院に提訴することができる。

第 15 条 特許管理部門は特許紛争の処理、特許違法行為の調査、処分において、次に掲げる職権を行使することができる。

(1) 現場検証を行う、権利侵害行為と関係する管理資料、図面、資料、帳簿等の原本証明資料を調査、複製する。

(2) 当事者の申請又は案件の状況の必要性に基づき、関連単位又は専門家に技術鑑定を委託する。

(3) 案件に関連し隠滅される可能性がある、又は取得しにくい証拠を登録、保存する。

(4) 申請者が書面で申請した関連証拠を収集する。

特許管理部門の他人の特許を詐称、非特許を特許であると詐称する行為の事件の処理において、工商行政管理、品質技術監督等の部門は協力しなければならない。関係当事者は

調査を援助し証拠を提供しなければならず、証拠を偽造、移転及び廃棄してはならない。

第 16 条 特許管理部門は、特許権侵害行為が成立すると認定し、処理を決定した場合には、次に掲げる方法で権利侵害行為を制止するための措置を講じなければならない。

(1) 特許方法を実施している場合には、権利侵害者にその使用を停止し、特許方法により直接得られる製品を使用、移転又は如何なる方法によっても当該製品を市場に供給してはならない。

(2) 特許製品を製造している場合には、権利侵害者にその製造を停止し、権利侵害製品を製造するための専用設備を廃棄又は解体するよう命じ、被請求者及び関係の経営者が製造した特許製品を使用、移転又は如何なる方法によっても当該製品を市場に供給してはならない。

(3) 特許製品を販売又は特許方法により直接得られる製品を販売している場合には、権利侵害者にその販売を停止するよう命じ、被請求者が未販売の権利製品又は特許方法により直接得られる製品を如何なる方法によっても移転してはならない。

(4) 特許製品を販売又は特許方法により直接得られる製品の販売を許諾している場合には、権利侵害者にその販売を許諾する一切の活動の停止を命じる。

(5) 特許権利者及びその利害関係人の請求により、税関、輸出入検査検疫等の部門に特許権を侵害した輸出入貨物を法に基づき処理を行うことを申請する。

特許管理部門が認定した権利侵害製品を当事者により協議、処理する。合意に達しない場合、特許管理部門により廃棄、解体、販売等の方法で処理する。

第 17 条 特許紛争を調停、処理する場合立案した 3 ヶ月以内に書面的に決定を行って、且つ書面にて当事者に告知する。

処理権がある市（州、地区）特許管理部門は特許紛争の処理を決定した日から 15 日勤務日以内に処理決定書の副本を省の特許部門に届け出なければならない。

第 18 条 特許管理部門による特許権紛争の調停、処理に際して発生した費用は責任者側が負担する。当事者が共に責任を有する場合は、責任の大きさに基づき負担の割合を決定する。

第 19 条 特許管理部門は告発制度を設立、健全化し、告発方法を周知させ、告発者の機密を保持しなければならない。

第 20 条 特許管理部門は検査、処理した他人の特許を詐称又は非特許を特許であると詐称する行為が事実として明確、証拠が確実である場合、現場に法に基づき行政処罰の決定をすることができる。更に調査、証拠調査の必要がある場合、一般的に立案日から 3 ヶ月以内に行政処罰決定を行わなければならない。犯罪の嫌疑がある場合、直ちに関連証拠を公安機構に移送して法に基づく処理を行わなければならない。

第 21 条 他人の特許を詐称、非特許を特許であると詐称又は非特許方法を特許方法であ

ると詐称する行為に対して、特許管理部門は情況に照らし詐称人、偽称人の氏名、住所及び詐称と偽称された特許番号等について、違法行為地において権利侵害事実をメディアに公告、公開し、影響を除去する。必要な費用は詐称人、偽称人が負担する。

第 22 条 本条例第 9 条の第 2 項の規定に違反し、特許の検索報告書又は特許の法的状態の認定書が未提出であるプロジェクトが立案又は認定された場合には、上級行政主管部門により直接責任者に対して行政処分を行うものとする。

第 23 条 本条例第 12 条の第 2 項の規定に違反し、虚偽の報告を提供、不正な利益を取得した者に対し、特許管理部門より警告を与え、期限以内に是正を命じる。期限を過ぎて是正をしない場合は 1 千元以上 1 万元以下の罰金に処するものとする。

第 24 条 本条例第 13 条の規定に違反し、不法に他人の特許を実施する者のために設備、場所、資金等の便宜を提供した場合、特許管理部門は書面で通知し、期限以内に是正を命じる。期限を過ぎても是正しない場合、1 千元以上 2 万元以下の罰金を科すことができ、違法所得がある場合、違法所得を没収するものとする。

第 25 条 本条例第 15 条の第 2 項の規定に違反し、関係当事者が案件と関係があり物品又は証拠提供を拒絶又は移転、隠匿、廃棄した場合、特許管理部門は 1 千元以上 2 万元以下の罰金を科すものとする。

第 26 条 特許管理部門の職員が下記の状況の一つに該当する場合には、犯罪に至らない場合には、その所在する単位又は上級主管部門により行政処分を与え、違法所得がある場合、没収される。

(1) 他人の特許を詐称する、非特許を特許であると詐称する行為を行う単位又は個人を庇護又は放任した場合。

(2) 他人の特許を詐称する、非特許を特許であると詐称する行為を行う単位又は個人を内通して調査、処理の逃避を幫助した場合。

(3) 特許紛争の調停において、一方だけを重視し、他方の合法的權益を侵害した場合。

(4) 当事者のノウハウ又は営業機密を漏洩した場合。

(5) 職権を利用し、他人の私財を要求したり又は受け取った場合。

第 27 条 本条例は、2004 年 1 月 1 日から施行する。